

(平成12年度支援)

原状回復事業事例：京都府宇治市建設混合廃棄物事案

事案の類型	解体業者による自社処理物の過剰保管・不適正処理
事案の場所	京都府宇治市内
行為者	京都府伏見区内 A社 代表 B
規模及び種類	敷地面積；1,633m ² 投棄量；約9,600m ³ がれき類、木くず、廃プラスチック類等の建設混合廃棄物
支障のおそれ	がれき類、木くず等の建設混合廃棄物が、産業廃棄物処理基準に適合しない高さ10mに及ぶ野積み状態で投棄処分されたことにより、隣接する通学路への崩落及び近隣への粉塵の飛散による住民被害のおそれ。
対策工の概要	当該現場で簡易分別後、金属くずは無償譲渡、木くず等は焼却施設で焼却処分、がれき類は最終処分場へ埋立し、全量撤去した。
除去した廃棄物の種類及び量	搬出・処分量；約11,230.67t 木くず・廃プラスチック類：174.91t 金属くず：245.96t がれき類・土砂混じりの管理型産業廃棄物：10,809.80t
代執行費用	120,400,000円
支援した資金額	90,300,000円



【事案概要】

投棄行為者であるA社の代表Bは、自社の事業活動に伴い排出されたがれき類・木くず等からなる産業廃棄物約9,600m³を、借地した宇治川沿いの処分場所に10mに及ぶ高さに野積みした。

県は、平成11年9月に地元住民から「粉塵が飛び困る」との通報から、産業廃棄物の搬入堆積を確認し、以後、産業廃棄物保管基準違反による行政指導・改善命令（平成12年3月）による落下防止措置等の指導を行ったが、業者に改善が認められなかった。

その後、現地脇の通学路への崩落の危険性が高まり通行止めの措置がとられるなど、生活環境への支障のおそれが拡大したため、平成12年4月27日付けで廃棄物の全量撤去し適正処分するよう措置命令を発したが、履行されなかったことから、生活環境保全上の支障除去のため、代執行による廃棄物の撤去を実施した。

代執行後

